

スマートフィーディング実証事業（Q&A）
（未定稿）

1. 総論編	1
2. 各論編	
・国産粗飼料利用タイプ（平成26年度から実施）	5
・国産濃厚飼料利用タイプ（平成27年度から実施）	9

【総論編】

Q1) スマートフィーディング実証事業の目的は何か。

A1) 配合飼料への過度の依存から脱却し、自給飼料に立脚した力強い経営の確立を図るため、一部の生産者らは、試行錯誤しながら独自に配合飼料給与量を低減させる取組を実施しコスト低減等を図っている。

これら配合飼料の削減に資する技術を「スマートフィーディング」と総称し、生産現場におけるモデル実証展示、現地検討会等を通じて、早急に普及を図ることを目的とする。

具体的には、国産粗飼料やイアコーンサイレージ等国産原料から生産された国産濃厚飼料を給与することにより地域の条件に合致した国産粗飼料、国産濃厚飼料の利用に向けた取組を展開していく。

Q2) どのような内容の取組を行う事業か。

A2) 本事業においては、

- ① 各地域において国産飼料の給与により配合飼料の給与量を低減させる技術のモデル実証
- ② 各地域におけるモデル実証農家における現地検討会の開催
- ③ ①の実証に取り組んだ技術のうち、実用性が高く早急に普及すべき技術について、全国規模の検討会を開催するとともに、技術をとりまとめた資料の作成及び畜産関係者へ配布することを事業内容としている。

Q3) どのようなスキームでスマートフィーディングの技術実証を行うのか。

A3) 一般社団法人日本草地畜産種子協会（以下「協会」という。）が国産飼料の利用による配合飼料給与量の低減に資する技術のモデル実証に取り組む事業参加者を募り、実証対象農場として技術の実証展示、現地検討会を開催することとし、これらの取組を行う。

また、協会は各地の技術実証の取組について資料の作成及び畜産関係者への配布を行う。

Q4) 事業参加者で事業の対象となるのはどのような取組か。

A4) 国産飼料を家畜へ給与することにより、配合飼料の給与量の低減に資する取組を

対象としている。

平成26年度から実施している国産粗飼料の給与による配合飼料給与量の削減の取組では、具体的には、

- ① 給与する粗飼料の高品質・高栄養化
- ② 稲WCSの多給
- ③ 稲わらと粕類の組み合わせ
- ④ 昼夜放牧の実施

等を対象としており、

平成27年度から実施している国産濃厚飼料の生産・利用の取組では

- ① 濃厚飼料原料を畜産農家が自ら生産し、国産濃厚飼料として調製・家畜へ給与する取組
- ② 耕種農家等が生産した飼料用粳米やイヤコーン等国産濃厚飼料原料を畜産農家が購入し、濃厚飼料として調製・家畜へ給与する取組
- ③ コントラクターやTMRセンターが国産濃厚飼料原料を生産しTMRとして調製したものを畜産農家が購入し、家畜へ給与する取組

等を対象としている。

当該取組が既に取り組まれているものであっても、現地検討会や普及資料の配布を通じ、配合飼料の給与量の低減を広く地域に波及すると見込まれる取組については、事業の対象とすることとする。

Q5) モデル実証展示の事業参加者はどのような者を想定しているか。

A5) 事業参加者は国産飼料を家畜に給与し、配合飼料の給与量削減につながる技術のモデル実証展示に取り組む意志のある生産者(1経営体を想定)、または地域において当該技術の普及を図る意志のある農協、畜産協会等生産者団体とし、これに市町村、県の普及センター、試験研究機関等の関係機関を加えた構成員により構成する協議会(代表者及び規約の定めのあるもの。)も事業参加者として事業に参加できるものとする。

いずれの事業参加者の場合も協会との連絡調整、助成金等に関する経理事務を的確に実施する必要がある。

Q6) 国産濃厚飼料利用タイプに協議会等集団で事業参加する場合の構成員の構成いかん。

A6) 給与実証を行う畜産農家以外に濃厚飼料原料を生産する耕種農家、コントラクター、国産濃厚飼料を原料にしたTMRを生産するTMRセンター等のほか、農協、畜産協会等生産者団体、市町村、県の普及センター、試験研究機関等も協議会の構成員となることができる。

なお、助成金は事業参加者へ支払われますので、助成金の受け入れ口座を開設して頂くことと、請求書や領収書等の会計書類は事業参加団体の名義で行われることが必要である。

Q 7) 他の補助事業等との整合性について。

A 7) 事業参加者が取り組む実証内容について国、農畜産業振興機構が公募、実施している実証事業と重複補助となる部分については事業の対象外とする。

Q 8) 技術実証の対象となる畜種は何か。

A 8) 実証を行う対象となる技術は国産飼料を家畜へ給与し、配合飼料の低減に資する取組であり、対象畜種は牛に限らないが、取組を行う地域（都道府県内）において、今後、広く普及されることにより配合飼料の給与量の低減の波及効果が高いと認められる技術とする。

Q 9) 国産濃厚飼料利用タイプは、国産粗飼料利用タイプと同様に、地域における配合飼料低減への普及効果が図れるのであれば、豚を対象として良いか。また、鶏を対象として良いか。

A 9) 対象畜種は牛に限らない。

ただし、取組を行う地域（都道府県内）において、今後広く普及されることにより配合飼料の給与量の低減の波及効果が高いと認められる技術とする。

Q 10) 事業参加者は実証展示としてどのようなことを行えば良いのか。

A 10) 実証展示の方法として

- ① 当該農場における現地検討会での農場の取組内容の紹介
- ② 県・JA等と連携して農場の取組内容の概要書（パンフレット）の作成
- ③ 当該農場が配合飼料給与の低減に取り組んでいることを紹介する看板等の作成により展示を行う。

なお、各事業参加者の取組は各論編を参照されたい。

Q 11) 必要な経費を明らかにするために、事業参加者は証拠書類を用意する必要はあるのか。

A 11) 取組に係る経費を明らかにするため、実証展示を行うために購入した代替飼料や資材費等の経費の領収証等について用意する必要がある。ただし、国産粗飼料利用タイプにあっては、経費が160万円を超えた場合であっても助成は80万円となることから、160万円を超える部分の証拠書類は不要である。また、国産濃厚飼料タイプにあっては、給与量の確認を協議会等が行うこととなるが、代替する国産濃厚飼料等の購入量が確認できる納品書等が必要である。

Q 12) 地域における現地検討会は必ず行わなければならないのか。また、現地検討会ではどのような内容で実施することを想定しているのか。

A 12) 現地検討会は必須ではないが、当該事業参加者の取組内容が地域内に波及し、配合飼料低減に向けた波及効果がある前提で事業に参加して頂いていることか

ら、地域での波及方法の検討や取組方針、地域内における普及に向けた技術的課題の検討などを実施できる協議会等の体制を整える必要がある。

現地検討会を行わない場合であっても、協議会等の協力を得て、当該農場の取組の紹介の概要書（又はパンフレット）を作成するなど普及用資料の作成に取り組むことが必要である。また、現地検討会では、当該農場の取組内容を検討会の参加者に紹介し、当該取組の配合飼料低減効果や経営改善への効果について示し、専門家の参画により取組手法や技術的対応について助言や講評が得られる体制を整えることが望ましい。

Q 1 3) 全国規模の検討会とは何を行うことと想定しているか。

A 1 3) 全国規模での検討会では、各地域における技術実証、現地検討会の結果等についてとりまとめ、実用性が高く早急に普及すべき技術について選定することとしている。また、これを受けて協会は、技術を取りまとめた報告資料の作成及び畜産関係者への配布を行うこととしている。

Q 1 4) 本事業において技術の実証展示を行い、地域において現地検討会も実施したが、結果として事業参加者の配合飼料給与量が低減しなかった場合に、事業の目的を達したと言えるのか。

A 1 4) 事業参加者の配合飼料給与量の低減が図られなかった場合でも、県・JA等の協力を得て、その原因を分析し、明らかにすることにより事業目的を達することが可能です。

Q 1 5) 事業参加者が助成金の交付を事業実施主体に対して申請するために必要な書類は、どのようなものか。

A 1 5) 事業参加者が助成金の交付を申請する際には、協会の定める要領に基づき、実証の内容、経費等を記載した計画書の他、規約や会計規定等の諸規定が必要である。

なお、実績報告する際には、実証の内容や実証に要した経費等を記載した報告書の他、それを証明する書類（帳簿・領収書等）が必要となる。

Q 1 6) 国産粗飼料利用タイプと国産濃厚飼料利用タイプを同じ者が同時に実施することは可能か。

A 1 6) 双方とも配合飼料低減を目的としているが、技術の定着を早めるためには集中して実証技術に取り組んだ方が効果的と思われるため、重複での実施は認めない。

【各論編】

1. 国産粗飼料利用タイプ（平成 26 年度から実施している事業）

Q 1) 実証展示、地域における現地検討会の開催に対する助成について、どの程度の費用を想定しているか。

A 1) 実証展示に係る経費に対する助成は要した経費の 1/2 以内、実証展示農場 1 箇所当たり上限を 80 万円とし、地域における現地検討会の開催に要する経費は定額とする。

Q 2) 事業参加者の農家に対する助成対象はどのようなものが対象となるのか。

A 2) 取組に係る実証展示に必要で従前に比べて係り増しとなる代替飼料費、資材費、消耗品等の経費を対象として助成を行うこととしている。例えば、

- ① 新たに昼夜放牧を始める場合には、電気牧柵一式
- ② W C S の多給を始める場合には、W C S の購入経費の増加分（増加分として客観的に判断できるものを添付していただきます。）
- ③ 粗飼料の高品質化に取り組むために牧草品種を奨励品種に切り替える場合には、従来利用してきた普通種と奨励品種との種子の差額などは、助成の対象とすることが可能である。また、実証展示農場となることに伴い、来客が見込まれることから防疫対応を強化する場合にはその対応に要する経費について助成の対象とする。

なお、作業機、牛舎等の整備は本事業の対象としていない。

牛舎等の新設については、強い農業づくり交付金等で実施することが可能である。

① 粗飼料の高品質・高栄養化の取組について

Q 3-①) 粗飼料の高品質・高栄養化とは具体的にどのような取組か。

A 3-①) 生産者が取り組んでいる自給飼料生産の取組に対して、高品質化、高栄養化を図り、配合飼料給与量低減に資する取組を技術実証の対象としています。

例えば、牧草類から長大作物への切り替えや、牧草類等を普通種（コモン）から都道府県奨励品種へ切り替える取組、サイレージ製造の際の乳酸菌等の添加、ロールラップ巻数の増加等が考えられる。

また、事業実施期間中に技術実証の効果や課題を明らかにする必要があることから、当該取組の概要書の作成や現地検討会の開催を通じ取組の内容がとりまとめられる必要がある。

Q 3-②) 繁殖牛又は豚を対象として、芋づるや飼料用サトウキビを給与することによる配合飼料を低減させる取組は対象となるか。

A 3-②) 対象として差し支えない。

Q 3-③) 粗飼料の高品質・高栄養化に関する技術実証において係り増し経費として、どのような経費を想定しているか。

A 3-③) 新たに発生する経費として高品質・高栄養な国産粗飼料の購入費用、看板、人件費（技術実証実施に係る謝金）等が考えられます。

② 稲 WCS 等の多給について

Q 3-④) 飼料用米を給与する取組は本事業の対象となるか。

A 3-④) 飼料用米の給与に関しては、本事業の対象外とする。理由は、飼料用米が配合飼料中に数%含まれている場合等があり、給与の割合、給与量の判断等が困難で、事業実施分を特定できないため。国産濃厚飼料利用タイプも同様とする。

Q 3-⑤) 繁殖牛又は搾乳牛を対象として、でん粉粕等の粕類と稲WCSを組み合わせたTMR給与により、配合飼料の給与量を低減させる取組は対象となるか。

A 3-⑤) 対象として差し支えない。ただし、実証を対象とした他の補助事業（国、農畜産業振興機構が公募、実施している実証事業）と重複して支援を行うことはできない（Q&A 7 参照）。また、TMR 中の配合飼料の混合割合を減らす実証となることが前提となる。

Q 3-⑥) 稲WCSを多給する技術実証において係り増し経費として、どのような経費を想定しているか。

A 3-⑥) 粕類や稲 WCS、TMR の購入費用、看板、人件費（技術実証実施に係る謝金）等が考えられる。

これまで給与していた飼料からの切り替えることによる増加分については、係り増し経費になる。

③ 稲わらと粕類の組み合わせについて

Q 3-⑦) エコフィードを給与する取組との違いは何か。

A 3-⑦) 生産者が給与している配合飼料を食品製造副産物等に単純に置き換えるだけでなく、食品製造副産物等と自給粗飼料を組み合わせる取組を本事業の技術実証の対象としている。「稲わら」、「粕類」はそれぞれ例示であり、各地域において利用可能な自給粗飼料と食品製造副産物等を組み合わせ取り組んでいただきたい。

Q 3-⑧) 繁殖牛を対象として、焼酎粕と牧草を組み合わせ給与することにより、配合飼料を低減させる取組は対象となるか。

A 3-⑧) 対象として差し支えない。ただし、配合飼料の給与量を減らす実証計画とする必要がある。

Q 3-⑨) 繁殖牛又は搾乳牛を対象として、でん粉粕等の粕類と牧草を組み合わせたTMR給与により、配合飼料を低減させる取組は対象となるか。

A 3-⑨) 対象として差し支えありません。ただし、配合飼料の給与量を減らす実証計画とする必要があります。（TMR への配合飼料混合割合を減らすことが前提です。）

Q 3-⑩) 豚を対象として、コーンサイレージと粕類を組み合わせた給与体系により、配合飼料を低減させる取組は対象となるか。

A 3-⑩) 国産飼料を活用して配合飼料の給与量を減らす実証となっていれば、畜種が豚でも差し支えない (Q&A 8 参照)。

Q 3-⑪) 自給粗飼料と粕類を組み合わせる技術実証において係り増し経費として、どのような経費を想定しているか。

A 3-⑪) 粕類、サイレージや TMR の購入費用、看板、人件費 (技術実証実施に係る謝金) 等が考えられる。

Q 3-⑫) 給与飼料を切り替える事に伴い、新たに飼料を混合するための機材 (ミキサ) 等が必要になる場合、この機材のレンタル費用は事業の対象となるか。

A 3-⑫) 助成対象として差し支えないが、事業実施期間以降のレンタル費用は助成対象外とし、事業参加者の負担となる。

④ 昼夜放牧の実施について

Q 3-⑬) 耕作放棄地における繁殖牛の昼夜放牧の取組は事業の対象となるか。

A 3-⑬) 耕作放棄地に昼夜放牧するだけでは配合飼料の給与量低減が見込まれない可能性もあるため、例えば、放牧する牛により放棄地内の野草等を採食させたあと、放牧に適した牧草を新たに播種し、利用を促進することで牛舎での配合飼料の給与量を着実に低減させるというような工夫が必要になる。

Q 3-⑭) 放牧に関する技術実証において、係り増し経費として、どのような経費を想定しているか。

A 3-⑭) 新規の放牧に要する経費として、例えば電気牧柵関係一式、通常の牧柵、飲水用水槽、簡易避蔭施設、簡易牧柵など (既存の放牧地において使用中の資材の更新等は対象外) が想定されるほか、実証展示に要する看板、人件費 (技術実証実施に係る謝金) などが考えられる。

Q 3-⑮) 本事業において放牧に取り組む場合、新規に放牧する牛の放牧保険 (損害賠償保険) 費用が係り増しとなるが、事業の助成対象となるか。

A 3-⑮) 事業の助成対象として差し支えない。本事業に取り組むにあたり、配合飼料の低減に資するため新規に放牧する牛の損害賠償保険費用について、係り増しと言う整理が可能であれば助成対象とする。ただし、事業実施期間以降の保険費用については、助成対象外とし、事業参加者の負担となる。

Q 3-⑯) 国産粗飼料増産対策のうち地域づくり放牧推進事業と重複して取り組むことは可能か？

A 3-⑯) 本事業の事業参加者は国産粗飼料増産対策で実施する地域づくり放牧推進事業と重複して取り組むことはできない。

2. 国産濃厚飼料利用タイプ（平成 27 年度開始事業）

Q 4) 事業参加者はどのようなことを行えば良いのか。

A 4) 本事業においては事業参加者が次の取組を通じてスマートフィーディングの実証展示を行うこととしている。

- ① 国産濃厚飼料原料（イアコーン、飼料用粳米等）を用いて調製した国産濃厚飼料（イアコーンサイレージ、粳米サイレージ等で、エコフィードは除く、以下同じ）の家畜への給与又は購入した国産濃厚飼料の家畜への給与
- ② 県・JA等と連携して事業参加者の取組内容の概要書（パンフレット）を作成
- ③ 国産濃厚飼料の生産・利用技術の実証に取り組んでいることを紹介する看板等の作成により展示を行うこととしている。

Q 5) 事業参加者の必須の取組を提示願いたい。

A 5) 事業参加者は国産濃厚飼料原料を購入もしくは生産、調製し、濃厚飼料として家畜へ給与するだけでなく、事業参加にあたっては下記の点にも留意願いたい。

本事業は配合飼料の低減につながる技術を「スマートフィーディング」と称し、生産現場におけるモデル実証展示、現地検討会等を通じて早急に普及を図ることを目的としている。

このため、事業参加者は、下記の取組を行うこととしている。

- ① 国産濃厚飼料原料を用いて濃厚飼料に調製し、家畜に給与又は国産濃厚飼料を購入して家畜へ給与
- ② ①の給与に関する実証展示として
 - ・当該農場における現地検討会での農場の取組内容の紹介
 - ・県、JA等と連携による事業参加者の取組内容の概要書（パンフレット）の作成
 - ・事業参加者が濃厚飼料の生産・利用技術の実証に取り組んでいることを紹介する看板等の作成による展示

※ 現地検討会の開催は必須の取組ではないが、事業参加者は地域での波及方法の検討や取組方針、地域内における普及に向けた技術的課題の検討などを実施できる体制を整備する必要がある。

※ 事業参加者は協会との連絡調整、助成金等に関する経理事務を的確に実施することができる者である必要がある。

Q 6) 取組内容の概要書の必須事項を提示願いたい。

A 6) 概要書の内容として、必須の事項は設けないが、例えば下記のような内容を記載するものとする。

従来給与している飼料と取組開始後の飼料の比較、コスト低減効果・代替の可能性、配合飼料給与量低減の効果、畜産物等への影響評価、地域における普及の可能性等当該技術の取組を行う地域において普及に資するような内容とする。

ただし、本事業は民間団体事業であり、毎年事業実施主体を公募により選定するた

め、1年ごとの採択となることから、概要書の内容も1年間で取り組める内容として構わない。

Q 7) 看板等の設置場所は(国産濃厚飼料の給与実証に取り組む)畜産農家の敷地内に限られるのか。

A 7) 必ずしも畜産農家の敷地内に設置する必要はない。協議会形式で事業に参加する場合など、地域での波及性や実証の取組を効果的に紹介できる場所に設置するものとします。ただし、設置に関わる責任は事業参加者に帰すものとする。

Q 8) 本事業で対象となるのはどのような国産濃厚飼料か。

A 8) 国内で栽培される飼料作物を原料とする濃厚飼料を対象としており、例えば、イアコーンサイレージ、子実トウモロコシ、粳米サイレージなどが想定されるが、これ以外にも試験研究機関等において一定の試験成績が得られており、今後広く普及されることにより配合飼料の給与量の低減の波及効果が高いと認められる飼料作物も対象とする。

Q 9) 有機酸を添加した飼料用米は事業対象となるか。

A 9) 粳米サイレージを給与する取組は事業対象としているが、サイレージ調製を行わない飼料用米については当事業の対象としない。照会のあった技術は有機酸を添加するものの、サイレージ調製は伴わないことから本事業の対象外とする。また、配合飼料費低減を実証するスマートフィーディングの本旨から、サイレージに加工する粳米について、人工乾燥のための経費をかけた粳米は事業の対象外とする。

Q 10) 飼料作物由来の国産濃厚飼料原料の定義をどう考えれば良いか。例えば飼料麦(子実)やデンプン用甘藷などを飼料用として利用する場合は該当するか。

A 10) イアコーンサイレージ、子実とうもろこし、粳米サイレージ以外にも試験研究機関等において一定の試験成績が得られており、今後普及されることにより配合飼料低減の実証が有効的と判断される原料については可能とする。

Q 11) 当事業におけるSGSの定義について、粳米を粉砕せずにサイレージ化したものを利用する場合も、助成対象と考えて良いか。

A 11) 本事業の対象となるものは、

- ① イアコーンサイレージ
- ② 粳米サイレージ
- ③ 子実とうもろこし
- ④ その他輸入濃厚飼料の代替性が認められるものとする。

なお、②については、飼料用米の生産・給与技術マニュアル(2016年版)に基づいたものを対象としているため、粉砕せずにサイレージ化したものは④となる。

この場合において、濃厚飼料との代替性については試験研究機関等において代替性、実用性等の技術開発がされている必要がある。

また、畜産物への影響等を考慮し、実証に支障を来さないよう配慮するとともに、事後の検証を実施願いたい。

Q 1 2) 本事業で対象となる粳米サイレージの定義いかな。

A 1 2) 飼料用米の生産・給与技術マニュアル〈2016年版〉に基づいたものとする。
ただし、人工乾燥調製された乾燥粳米は対象外とする。

Q 1 3) TMR原料として粳米サイレージを利用するにあたり、すでにサイレージ化したものを原料として利用するものが助成対象になると考えて良いか。

A 1 3) 助成対象となる。

Q 1 4) 国産濃厚飼料をコントラクター等へ委託して生産したものを家畜に給与する場合も事業の対象となるのか。

A 1 4) コントラクター等への外部委託生産も、国産濃厚飼料を畜産農家が生産し、家畜へ給与する取組に該当するものとする。

Q 1 5) 国産濃厚飼料利用タイプでは粳米サイレージが対象となる一方、飼料用米が対象とならない理由いかな。

A 1 5) 飼料用米の乾燥・保管コスト等を抑える技術として未乾燥の飼料用米をサイレージ調製する技術 (SGS、粳米サイレージ) が確立されているものの、取組は一部に限られている。本事業では、上記のメリットがあるにも関わらず、取組が限られている粳米サイレージの取組の給与実証を通じて低コストな国産飼料の利用の普及を図ることとしており、すでに広く一般に利用されている人工乾燥された飼料用米で、サイレージ化するに当たって加水する必要のある飼料用米は事業対象とはならない。

Q 1 6) モデル実証及び地域における現地検討会の開催に対する助成について、どの程度の費用を想定しているか。

A 1 6) モデル実証に係る経費に対する助成として、

- ① トウモロコシを原料とする国産濃厚飼料、粳米サイレージ等の利用について原物 1kg 当たり 20 円 (定額) 以内
- ② 技術の実証展示 (取組の分析、概要の確認、取組内容の概要書・看板の作成等)、現地検討会の開催に要する経費 (定額) を助成することを考えている。

ただし、技術の実証展示については、1 経営体当たり実証規模 (50 頭 [法人経営及び北海道にあっては 100 頭]、6 か月 (180 日)、1 日 1 頭あたりの給与量 5kg 程度、総給与量 50t [法人経営及び北海道にあっては 100 t]) 以下とし、通常の配合飼料を給与する対照群と比較した実績報告を必要とする。

また、全体事業に要する予算の範囲内での実施になるため、実際の助成にあたっては上限数量が制約される場合がある。

Q 1 7) トウモロコシを原料とする国産濃厚飼料、粃米サイレージの利用拡大量に対する助成20円/原物kgの根拠いかな。

A 1 7) 助成 20 円/現物 1kg の考え方は、とうもろこしや粃米を原料とした国産濃厚飼料を生産・給与等する場合の経費に着目して設定されている。

- ① イアコーンサイレージ・・・資材・機械投資等が必要
- ② 子実用とうもろこし・・・乾燥・調製経費等が必要
- ③ 粃米サイレージ・・・・・・資材・機械投資が必要

約 20 円/現物 1kg
の経費が必要

国内における濃厚飼料の生産は、わずかな取組にとどまっており、地域の気象条件やほ場条件などにより、生産コストは様々であるが、本事業によるモデル的な取組を契機に、点の取組から面的な拡大となるよう実証事業として措置されたところである。

Q 1 8) 濃厚飼料原料（イアコーン等）の国内生産・給与技術の実証に取り組む場合、実証前と比較して配合飼料給与量を低減させることは必要か。

A 1 8) 本事業では、国産濃厚飼料を給与することにより、配合飼料給与量の低減に繋がることが望ましい。

なお、配合飼料給与量の低減いかに関わらず、当該取組の前後における給与飼料の変更点、畜産物への効果・影響等について確認し、取組の概要書（又はパンフレット）を作成することにより、他の生産者に対する取組に当たっての留意点が全国レベルで周知されることから、実証前と比較して配合飼料給与量が低減しない場合でも、事業の目的は達していると判断される。

Q 1 9) 実証を行う農場の選定のスケジュールいかな。

A 1 9) 協会が定める期日までに事業計画書の提出をすることとなる。

Q 2 0) 取組計画書の内容いかな。

A 2 0) 取組計画書には事業参加者の経営の概要のほか、本事業の対象となる濃厚飼料の利用拡大計画が分かるよう畜産農家毎に 28 年度の利用量（29 年度からの新規の取組の場合は不要）、29 年度から 3 年間の利用計画量を参考として記載することとする。

Q 2 1) 国産濃厚飼料利用タイプの場合は、29年度以降3年間の利用計画が必要とのことだが、平成29年度、平成30年度、平成31年度の利用計画が必要ということで良いか。

A 2 1) 事業対象となる濃厚飼料の利用拡大計画がわかるよう畜産農家ごとに 28 年度の利用量（29 年度からの新規の取組の場合は不要）、29 年度から 3 年間の利用

計画量を記載した計画書の作成が参考資料として必要となる。

また、本事業は民間団体事業であり、毎年事業実施主体を公募により選定するため、採択は1年毎となる。

Q 2 2) 実証を行う事業参加者の選定方法いかな。

A 2 2) 事業参加者の選定は、事業実施主体が別に定めるものとします。

基本的に技術の実証展示については1経営体当たり上限実証規模(50頭[法人経営及び北海道にあっては100頭]、6か月(180日)、給与量5kg程度[総給与量5kg/頭・日×50頭[100頭]×180日≒50t[100t])以下とし、通常の配合飼料を給与する実証展示と同程度の対照群と増体量や泌乳量等を比較する実績報告が行える者とする。また、自ら濃厚飼料を生産、調製、給与する場合は、地域の普及・指導機関による給与量の確認を求めることができる者とする。

なお、国産濃厚飼料を購入して給与する場合の利用量の確認には領収書等の証拠書類も併せて必要となる。

Q 2 3) 事業参加者当たりの助成対象数量の上限はいくらか。

A 2 3) 事業参加希望の多い場合は、予算の範囲内で実施するため、協会の定める方法に従って助成対象量が制約される。(実証規模は上限50t/戸[法人経営及び北海道にあっては100t/経営体]とし、TMRセンター等が事業参加者となる場合は100t/1組織を上限とする。

Q 2 4) 助成対象数量の上限は、事業参加者単位での設定か。複数戸の畜産農家が参加する協議会が事業参加者の場合は、協議会単位となるのか。

A 2 4) 限られた予算を有効配分し全国で幅広く取組を実施していただく観点から、1協議会あたりの上限を100tとする。(1協議会当たり100t以内)

Q 2 5) 濃厚飼料原料(イアコーン等)の国内生産・給与技術の実証について、全国で何地区程度実施するつもりなのか。

A 2 5) 同一都道府県内における実施箇所数の上限は設けない。予算の範囲内で、可能な限り実施する方向で検討したい。

Q 2 6) 補助対象となる濃厚飼料の数量の確認は、だれがどのように行うのでしょうか。

A 2 6) 本事業においては、濃厚飼料の利用拡大分に対して助成するため、その数量、水分を確認することが必要となる。

このため、本事業において助成を受けようとする事業参加者は、国産濃厚飼料原料(又は国産濃厚飼料)の購入量を付した領収書、証明書等を入手・保管することが必要となる。また、当該経費の対象となる国産濃厚飼料原料(又は国産濃厚飼料)について、畜産農家に渡ったことを確認できる受領書等の書類を入手、

保管することが必要となる。

助成の対象は家畜への給与量であるが、自ら生産・調製して給与する場合の給与量の特定については、地域の普及・指導機関による確認を必要とする。

Q 2 7) 事業参加者における国産濃厚飼料の利用拡大量の把握・確認方法についてはどうすれば良いか。また、28年度に実施していたとしても、利用量を確認できない場合はどうすれば良いか。

A 2 7) 前年度の購入・製造及び家畜への給与実績に係る購入飼料の伝票類、日誌（家畜頭数や飼料給与量の記載のあるもの）等と照らし合わせて地域の普及・指導機関が利用拡大量の確認ができることを条件とする。

Q 2 8) 事業参加者が取り組む活動は、29年度のいつ時点から該当（対象）するのか。事業実施主体への交付決定前でも事業は実施できるのか。

A 2 8) 公募により選定される本事業の実施主体に対する交付決定前に事業を実施することはできない。また、事業参加者は実施主体の承認を得ずに事業を実施することはできない。

Q 2 9) 助成対象となる国産濃厚飼料の重量は何時の時点进行想定しているのか

A 2 9) 助成対象となる国産濃厚飼料の重量は原則として、実証に供する飼料の重量、水分率を用いて以下の式から換算することとし、購入したものについては、購入伝票等に記載された重量及び水分を確認し、以下の式から換算することとする。

国産濃厚飼料原料についても同様に以下の水分条件に換算することとし、TMR等の材料にこれらの濃厚飼料を用いる取組についても濃厚飼料の数量を算出し、利用拡大分を算出する。（1kg未満は切り捨て）

① トウモロコシを原料とする国産濃厚飼料

A イアコーンサイレージ(水分40%の状態の重量)

下の式に各年度の利用量、水分を代入し求められる重量

$$\begin{aligned} & \text{イアコーンサイレージ利用拡大量 (kg)} \\ & = (\text{29年度利用量} - \text{28年度利用量}) \times (100 - \text{水分}\%) / (100 - 40) \end{aligned}$$

B 子実トウモロコシ(水分14.5%の状態の重量)

下の式に各年度の利用量、水分を代入し求められる重量

$$\begin{aligned} & \text{子実トウモロコシ利用拡大量 (kg)} \\ & = (\text{29年度利用量} - \text{28年度利用量}) \times (100 - \text{水分}\%) / (100 - 14.5) \end{aligned}$$

② 粃米サイレージ(水分30%とした時の重量)

下の式に各年度の利用量、水分を代入し求められる重量

$$\begin{aligned} & \text{粃米サイレージ利用拡大量 (kg)} \\ & = (29 \text{ 年度利用量} - 28 \text{ 年度利用量}) \times (100 - \text{水分}\%) / (100 - 30) \end{aligned}$$

なお、伝票等で重量が確認出来ない場合は、原則として実測することとするが、同一ロットと判断できるもの（例えば、同じ者が収穫・調製した同じサイズのロール、袋等に入った濃厚飼料（又は濃厚飼料原料）で、ほ場・時期・天候等の収穫、調製時の条件がほぼ同じと判断できるものなど）は、その一部をトラックスケール、水分計等で計量、計測し推計することも認める。

いずれにしても、ロットの設定や計量方法は統一した考え方・方法で行い、記録を残すこと。サンプリングは、同質ロットから3点を採取する。

国産濃厚飼料利用拡大量の換算表

利用拡大量(kg)			給与飼料 の水分率 (%) ④	重量換算 の水分率 (%) ⑤	重量換算した拡大利用量 (kg) ③×(100-④)/(100-⑤)
29年度 利用量①	28年度 利用量②	拡大量③ =①-②			
100	50	50	50	40	41
					50×(100-50)/(100-40)

Q30) 事業参加者における国産濃厚飼料の水分測定方法について、具体的な測定方法や頻度をどう考えれば良いか。

A30) 公的機関・関係団体への依頼を想定しているが、簡易水分測定機の利用も可能とする。ただし、この場合の測定結果については、JA・市町等の第三者が確認し、記録にとどめることとする。頻度については製造ロット単位、製造時期単位等、取組者の実情に照らし合わせた方法を検討願いたい。ロール、フレコンバック等の全ての水分計測が難しく、一部の水分値から全体の推計を行う場合は根拠となる記録を残すこと。

Q31) 事業の対象となる国産濃厚飼料の生産（調製・加工）年度いかな。

A31) 本事業は事業参加者が給与する国産濃厚飼料のうち利用拡大分を助成対象とすることから、協会が別に定める29年度の事業実施期間内に畜産農家が給与する国産濃厚飼料を事業の対象とする。

したがって、基本的には29年度産の国産濃厚飼料を対象とするが、実証期間と濃厚飼料の調製期間が重なって29年度産が実証できない場合は28年度産への助成もやむを得ないものとする。

Q32) 協議会等が事業に参加する場合には規約を作らなければならないのか、また、どのような規約をつくる必要があるのでしょうか。

A 3 2) 協議会等が事業参加者となる場合には、集団の運営、構成員、意志決定の方法及び会計等に関する規約を有していることが必要です。

具体的な規約の内容としては、例えば、①名称、②目的、③事業内容、④構成員、⑤役員とその任期、⑥総会、⑦会計、⑧濃厚飼料または濃厚飼料原料の取引に関する取り決め等の内容を含めることが必要。

また、⑦の会計については、別途、会計処理に係るルールを定め、

- ① 口座の開設
- ② 会計年度
- ③ 出納責任者及び経理責任者

等の内容を含める必要がある。

Q 3 3) 協議会が事業参加者となる場合には助成金用の専用口座（協議会の口座）を作る必要があるのか。

A 3 3) 経費を明確に管理していただくために、原則として専用の口座を設ける必要がある。

Q 3 4) 濃厚飼料原料を加工・調製する機械は補助対象となりますか。

A 3 4) 本事業は国産濃厚飼料の家畜への給与・利用拡大量に対する助成を行うため、濃厚飼料原料を濃厚飼料に調製するために必要となる機械（破砕機、膨軟化に要する機械、加水、梱包、密封に要する機械）の整備を対象とした事業ではありません。

Q 3 5) 事業参加者への助成金の使途は限定されるのか。

A 3 5) 助成金の使途を確認するための証拠書類は必要としない。

Q 3 6) 本事業において、主食用米の調製課程で生じた「くず米」は対象となるか。

A 3 6) くず米は本事業の対象としない。

Q 3 7) 粳米サイレージを利用する場合、農産物検査対象外のもの（稲WCSと同じ扱い）が利用されると考えるが、クズ米利用、また、MA米・備蓄米利用も対象と考えて良いか。

A 3 7) 本事業では、乾燥コストを削減する技術として粳米サイレージの取組を事業対象としている。クズ米、MA米、備蓄米などは、一度乾燥された米に加水し、サイレージ調製することとなるので、対象としない。

Q 3 8) TMR原料として粳米サイレージを利用するにあたり、助成（20円/kg）の対象者は製造もとのTMRセンターがなる場合と、給与実証を行う畜産農家がなる場合の双方が想定されるが、それぞれで協議に応じて全体額の中で配分することは可能か。

A 3 8) 事業参加者として①粃米サイレージを含む TMR を購入・給与する畜産農家が事業参加者となる場合や②畜産農家と TMR センターが協議会を構成し、給与実証に取り組むことを想定しており、TMR センターが単独で事業参加することは原則として想定していない。

実証事業は給与量に対して助成金が支払われるので、原則 TMR センター単独では事業実施者とはなり得ず、実証を行う農家とともに構成される協議会の一員として事業に参加することとなる。しかしながら、TMR センターで TMR を調製するに当たり、従来の配合飼料割合を減じて国産濃厚飼料等の配合割合を高め、地域全体で配合飼料割合を減じる取り組みも考えられるので、申請内容を審査したうえで協会が可否を判断し通知するものとする。

TMR センターが事業参加者となる場合は、濃厚飼料利用拡大量の上限を 1TMR センター当たり上限 100t までとする。ただし、TMR センターはスマートフィーディング事業の条件に適う実証を行うものとし、TMR 給与農家等の 1 頭当たり給与量、給与頭数、実証期間を明らかにするものとする。

なお、事業の実施にあたっては TMR を購入し家畜に給与する畜産農家のほか、農協、畜産協会等生産者団体、市町村、県の普及センター、試験研究機関等の協力を得るものとする。

Q 3 9) 個人農家が事業参加者となった場合、水田活用の直接支払交付金を受給していた圃場由来の粃米サイレージを当該事業に利用した場合の重複助成の考え方はどうか。

A 3 8) 米の受給対策と配合飼料の低減技術の実証という観点から、双方の事業目的が違うので重複助成とならない。

Q 4 0) 国産濃厚飼料利用タイプについて、新規の取組も対象として良いか。

A 4 0) 新規の取組も対象となる。

Q 4 1) H26は、飼料用米の給与は対象となっていなかったが、H27の P R 版では、明記されており、国産濃厚飼料利用タイプとして申請可能か。

なお、当県では、別途、畜産クラスターのハード事業として、飼料用米 TMR センター新設について要望している。

これは、いったん飼料用米をサイレージに加工し、そのまま給与する場合と、それに乾草や配合飼料と混合させて TMR を製造する場合の、2 種類の飼料を製造する計画となっている。

これらの利用を進めている組織や農家が、1 経営体当たり 1 t 以上給与する場合、国産濃厚飼料利用タイプとして申請可能と考えて良いか。

A 4 1) 飼料用米については事業対象としていないが、粃米サイレージについては対象としている。

国産濃厚飼料利用タイプは粃米サイレージ、子実トウモロコシ、イアコーンサ

イレージ等の国内で栽培される飼料作物由来の濃厚飼料を事業の対象としており、事業申請は可能である。なお、人工乾燥した飼料用粳米に加水し、乳酸菌を添加して粳米サイレージを調製・給与しても対象とはならないので注意すること。

ただし、濃厚飼料の生産・調製・給与だけでなく、給与に関する実証展示として

- ① 当該農場における現地検討会での農場の取組内容の紹介
- ② 県、JA等と連携による事業参加者の取組内容の概要書（パンフレット）の作成
- ③ 事業参加者が濃厚飼料の生産・利用技術の実証に取り組んでいることを紹介する看板等の作成による展示に取り組む必要がある。

Q 4 2) 県内で、転作作物として子実トウモロコシを試験栽培している耕種農家がいる。これを給与試験した場合、子実トウモロコシの供給を受ける畜産農家は対象となると考えて良いか。

A 4 2) 国産濃厚飼料利用タイプは子実トウモロコシの取組を事業の対象としており、事業申請は可能である。

ただし、濃厚飼料の生産・調製・給与だけでなく、給与に関する実証展示として

- ① 当該農場における現地検討会での農場の取組内容の紹介
- ② 県、JA等と連携による事業参加者の取組内容の概要書（パンフレット）の作成
- ③ 事業参加者が濃厚飼料の生産・利用技術の実証に取り組んでいることを紹介する看板等の作成による展示に取り組む必要がある。

Q 4 3) イアコーンサイレージを生産するコントラクター等が国産粗飼料増産対策事業（飼料生産組織の育成）に取り組む場合、生産したイアコーンサイレージを給与する畜産農家は本事業に事業参加できないか。（国産粗飼料増産対策との重複は可能か。）

A 4 3) 本事業は、国産濃厚飼料の生産・利用拡大のための実証展示であり、事業目的も異なることから重複とはならない。

Q 4 4) 子実トウモロコシを対象とする場合には、サイレージ調製等の必要はあるのか

A 4 4) 子実トウモロコシを給与する取組の場合、サイレージ調製等を必ずしも実施する必要はない。

ただし、事業参加者は濃厚飼料の生産・調製・給与だけでなく、給与に関する実証展示として

- ① 当該農場における現地検討会での農場の取組内容の紹介
- ② 県、JA等と連携による事業参加者の取組内容の概要書（パンフレット）の作成

- ③ 事業参加者が濃厚飼料の生産・利用技術の実証に取り組んでいることを紹介する看板等の作成による展示に取り組む必要がある。

Q 4 5) 子実トウモロコシは濃厚飼料との扱いで良いか。

A 4 5) 子実トウモロコシは濃厚飼料との扱いで良い。

Q 4 6) 対象となる実証期間いかに (事業開始から翌年3月31日までか) また、利用量は給与量か購入数量か (在庫として仕入れた量も含めて良いか)

A 4 6) 協会へ実証データ・取組の報告をする必要があるため、給与をそれ以前に行い、効果等を検証する必要がある。

具体的な対象期間については、申請内容を審査して、協会から改めて通知する。

※ 平成29年度事業の場合は、原則として、平成29年12月末日までに完了するものとする。

対象となる利用量は給与量で、基本的には29年産とする。実証期間が国産濃厚飼料の利用期間より早く開始される場合に限り28年産も可とするが、在庫を処分するためだけの実証計画とならないよう、取組が今後も継続して実施される必要がある。

Q 4 7) 原料の粃を無償(0円)で入手し、サイレージ調製された粃米サイレージを畜産農家が購入し、給与する場合、本事業の対象となるのか。

A 4 7) 稲作農家と畜産農家との契約内容は地域で様々と考えられるため可能とする。ただし、MA米、備蓄米、くず米や人工乾燥した粃米は対象としない。

Q 4 8) リース事業等で導入した機材を用いて収穫・調製された粃米サイレージは本事業の対象となるのか。

A 4 8) 本事業は国産濃厚飼料の利用拡大を図るための実証事業であり、リース事業で導入した機材を用いて収穫・調製した濃厚飼料原料(粃米サイレージ等)であっても本事業の対象として構わない。